

令和 3 年 第 2 回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 3 年 11 月 4 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (11月4日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○議事日程の報告	5
○議席の指定について	5
○会議録署名議員の指名について	5
○会期の決定について	6
○議長の選挙について	6
○議長の挨拶	7
○日程の追加(副議長辞職の件)	8
○副議長辞職の件	9
○副議長退任の挨拶	9
○日程の追加(副議長の選挙)	10
○副議長の選挙	10
○副議長就任の挨拶	11
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第3号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15

○一般質問	27
○閉会中の継続調査の申し出について	33
○閉会の宣告	33
○会議録署名	35
○議案等議決結果	37

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第48号

令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年10月21日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

記

- 1 日 時 令和3年11月4日(木) 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和3年11月4日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議長選挙について
- 日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 6 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4号 令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5号 令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 6号 令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議長選挙について
- 追加日程 副議長の辞職許可について

追加日程 副議長の選挙について

日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 6 議案第 2 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第 7 議案第 3 号 令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 号 令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 号 令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 一般質問

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（52名）

1 番	もり 森	やま 山	かず 和	ひろ 博	2 番	ち 地	げ 下	まさ 誠	ゆき 幸
3 番	くぼ 久保	かわ 川	たか 隆	し 志	4 番	すず 鈴	き 木	かず 和	み 美
5 番	すず 鈴	き 木	しょう 正	いち 一	6 番	ひら 平	の 野	たか 卓	よし 義
7 番	き 木	むら 村	みね みね子	こ こ	8 番	ひら 平	い 井	ただ 正	かず 一
9 番	なか 中	やま 山	かず 和	お 夫	10 番	おお 大	くら 倉	ふじ 富	お 重雄
11 番	なか 中	むら 村	こう 孝	じ 治	12 番	いし 石	ざき 崎	こう 公	いち 一
13 番	はやし 林		はる 晴	みち 道	14 番	いい 飯	のう 生	よし 喜	まさ 正
15 番	ご 後	とう 藤	こう 浩	いちろう 一郎	16 番	いわ 岩	せ 瀬	よし 義	のぶ 信
17 番	はし 橋	もと 本	ひで 秀	かず 和	18 番	の 野	だ 田	ひろ 宏	き 規
19 番	きの 木	した 下	うつ 映	み 実	20 番	さわ 澤	だ 田	あつ 敦	し 士
21 番	すず 鈴	き 木	よし 美	かず 一	22 番	もり 森	や 谷		ひろし 宏
23 番	の 野	がみ 上	しん 慎	じ 治	24 番	わた 渡	なべ 辺		つとむ 務
25 番	すえ 末	ます 益	たか 隆	し 志	26 番	と 戸	だ 田	ゆき 由	き 紀子

27番 あり 原 直 樹
 29番 なか 中 澤 俊 介
 31番 ぬの 布 川 好 夫
 33番 ひら 平 山 政 利
 35番 か 加 藤 忠 勝
 38番 さい 齊 藤 博
 40番 たか 高 橋 正 剛
 42番 すず 鈴 木 正 昭
 45番 かわ 川 島 富 士 子
 47番 い 伊 原 邦 雄
 49番 どう 東 海 林 東 治
 51番 わ 和 田 和 夫
 53番 ど 土 井 茂 夫

28番 こ 菅 耕 二
 30番 たけ 竹 内 陽 子
 32番 あ 阿 部 美 津 江
 34番 おく 奥 村 雅 昭
 37番 あき 秋 葉 好 美
 39番 はし 橋 本 浩
 41番 すが 菅 澤 環
 44番 こ 小 嶋 秀 樹
 46番 よし 吉 野 繁 徳
 48番 き 木 嶋 晴 一
 50番 つき 月 岡 清 孝
 52番 あそ 麻 生 勇
 54番 すず 鈴 木 辰 也

欠席議員（2名）

36番 はん 半 場 新 一

43番 なか 中 村 義 則

説明のため出席した者

広域連合長 井 崎 義 治
 局 長 山 本 昇
 総務課長 小 沼 輝 雄
 資格保険料課長 川 嶋 英 一
 給付管理課長 尾 瀬 太 一

副広域連合長 岩 田 利 雄
 局次長兼
 会計管理者 渡 辺 晴 之
 総務課長補佐 渡 部 孝 雄
 資格保険料課長補佐 黒 岩 博 之
 給付管理課長補佐 竹 見 敬

議会事務局職員出席者

議会事務局長 高 橋 和 彦
 書記 廣 田 千 春

書記 式 部 裕 市
 書記 松 尾 亮

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○副議長（土井茂夫） それでは、ただいまから令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、本年3月4日にご逝去されました、匝瑳市から選出の大木傳一郎議員の御霊に対し、安らかなご冥福を心からお祈りいたし、ここに謹んで哀悼の誠を捧げ、黙祷いたしたいと思っております。

ご起立をお願いいたします。

それでは、黙祷始め。

[黙 祷]

○副議長（土井茂夫） 黙祷を終わります。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は52名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

傍聴者及び執行部から写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○副議長（土井茂夫） これより諸般の報告をいたします。

初めに、会議規則第139条の規定による辞職許可をした議員につきましては、お手元に配付の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員会委員の選任についてですが、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、閉会中、副議長において、お手元に配付の「議会運営委員会委員の選任について」のとおり、11名を指名いたしました。

また、令和3年10月21日に議会運営委員会を招集し、正副委員長の互選を行ったところ、委員長に茂原市の中山和夫議員、副委員長に酒々井町の齊藤博議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告いたします。

次に、広域連合長から議案6件の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いた

します。

次に、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係する事務局職員の出席を求めています。お手元に配付の説明員出席者一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について8件の報告がありました。お手元に配付の報告書のとおり、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○副議長（土井茂夫） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程表のとおり進めたいと思いますので、ご了承願います。

◎議席の指定について

○副議長（土井茂夫） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○副議長（土井茂夫） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、37番、秋葉好美議員、38番、齊藤博議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定について

○副議長（土井茂夫） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議長の選挙について

○副議長（土井茂夫） 次に、日程第4、議長の選挙についてを議題といたします。

現在、議長が不在となっておりますので、これより議長の選挙を行います。

議長の選挙につきましては、申合せにより、「千葉県市議会議長会が推薦したものと、被推薦者は、別表のとおり輪番制とする。選挙の方法は、副議長による指名推選とする。」となっております。

申合せ輪番表では、令和3・4年度は銚子市が議長となっております。

なお、千葉県市議会議長会からは、広域連合議会議長に、銚子市議会議長である地下誠幸議員が推薦されております。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りします。

指名の方法は、副議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、副議長が指名することに決定いたしました。

私、副議長は、議長に地下誠幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました地下誠幸議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土井茂夫） ご異議なしと認めます。

よって、地下誠幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました地下誠幸議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長の挨拶

○副議長（土井茂夫） ここで、当選されました地下誠幸議員にご挨拶をお願いいたします。

〔議長 地下誠幸 登壇〕

○議長（地下誠幸） 皆様、おはようございます。ただいま議長に就任いたしました、銚子市の地下誠幸でございます。議長就任に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

県内54市町村から成ります広域連合議会の議長という名誉ある要職にご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。広域連合議会議長という大役を仰せつかることになり、身に余る光栄とともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

今後、前任の岩井文男議長と同様に、公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様、連合長をはじめ執行部の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。私の議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（土井茂夫） ありがとうございます。

ここで、地下誠幸議長と交代いたします。

〔副議長退席 議長、議長席に着席〕

○議長（地下誠幸） ここからの会議は、議長の私が代わって議事を進めます。ご協力を願います。

土井茂夫副議長から、一身上の都合により副議長の職を辞したい旨の辞職願が提出されております。

この取扱いを協議するため、直ちに議会運営委員会を開催いたします。

議会運営委員会の皆様は、2階アイリスへお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は10時30分を予定しております。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（地下誠幸） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

◎日程の追加（副議長辞職の件）

○議長（地下誠幸） 先ほど開催されました議会運営委員会において、土井茂夫副議長の辞職願の取扱いについてご協議いただいた結果、まず副議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とし、副議長の辞職許可決定後、さらに副議長選挙についても日程に追加の上、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

まず、副議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎副議長辞職の件

○議長（地下誠幸） 追加日程、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土井茂夫副議長の退席を求めます。

〔副議長 土井茂夫 退席〕

○議長（地下誠幸） 副議長の辞職願を議会事務局に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議会事務局長（高橋和彦） 辞職願

私儀

今般、一身上の都合により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会副議長を辞職いたしたく、お届けいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会 議長 地下誠幸様

令和3年11月4日 土井茂夫

○議長（地下誠幸） お諮りいたします。

土井茂夫副議長の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

土井茂夫議員の除斥を解除いたします。

〔53番 土井茂夫 入場〕

◎副議長退任の挨拶

○議長（地下誠幸） 土井茂夫議員、副議長の辞職に当たり、ご挨拶をお願いいたします。

〔53番 土井茂夫 登壇〕

○53番（土井茂夫） 副議長を辞任するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年11月17日の広域連合議会第2回定例会におきまして、皆様のご推挙により広域連合議会副議長に就任させていただきました。副議長に就任して以来、約1年間経過しま

したが、私としては大過なく務めることができたのではないかと考えております。これもひとえに、議員の皆様、そして連合長をはじめ執行部の皆様の温かいご理解とご支援、ご協力があったからこそと深く感謝を申し上げます。

今後におきましても、皆様方と一緒に後期高齢者医療制度のさらなる充実、安定的な運用のため、微力ではございますが、これまでの経験を生かして引き続き努力してまいる所存でございます。

重ねて在任中のご協力に対しまして心からお礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（地下誠幸） ありがとうございます。

◎日程の追加（副議長の選挙）

○議長（地下誠幸） ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選挙を日程に追加の上、直ちに選挙を行いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

ここで資料を配付いたします。

〔資料配付〕

◎副議長の選挙

○議長（地下誠幸） これより副議長の選挙を行います。

副議長選挙につきましては、申合せにより「千葉県町村議会議長会が推薦した者とし、被推薦者は別表のとおり輪番制とする。選挙の方法は、議長による指名推選とする。」となっております。

申合せの輪番表では、令和3・4年度は大多喜町が副議長となっております。

また、千葉県町村議会議長会からは、広域連合議会副議長に、大多喜町議会議長であります麻生勇議員が推薦されております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

私、議長は、副議長に麻生勇議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました麻生勇議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、麻生勇議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました麻生勇議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（地下誠幸） ここで、当選されました麻生勇議員にご挨拶をお願いいたします。

〔副議長 麻生 勇 登壇〕

○副議長（麻生 勇） 皆様、こんにちは。ただいま副議長に選任いただきました、大多喜町の麻生勇でございます。就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

県内全ての市町村から成る広域連合議会の副議長という要職に、多くの皆様方のご推挙をいただき、厚く御礼申し上げますとともに、この要職の責任の重さを痛感いたしておるところでございます。

今後、地下議長の下、微力ではございますが、公平かつ円滑なる議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます、副議長の就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（地下誠幸） ありがとうございます。

ただいまの副議長選挙により、議会運営委員に欠員が生じました。

よって、委員会条例第5条第1項の規定により、新たに議席番号53番、御宿町の土井茂夫議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第5、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） 皆様、こんにちは。千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

本日は、決算認定2件、補正予算2件、その他の議案2件の合計6件についてご審議いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、当広域連合の状況等についてご報告申し上げます。

令和3年9月末現在、当広域連合の被保険者数は約86万人となり、昨年同時期と比べ約1万3,000人の増、県人口に占める割合は約13.7%となりました。

団塊の世代が後期高齢者となる令和4年から令和7年にかけては、さらなる後期高齢者の増加が見込まれ、それに伴って医療費も増大することが予想されます。

このような中、当広域連合といたしましては、将来も安心して医療が受けられるよう、構成団体である市町村と一体となって、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいり

ます。

それでは、まず、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、本条例の一部改正を行った専決処分についてご承認をいただこうとするものです。

条例改正の概要ですが、本条例の新型コロナウイルス感染症の定義に関わる箇所の文言を改めるものです。

専決処分日及び施行期日は、共に令和3年3月2日です。

ご審議の上、ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第6、議案第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森山和博議員の退席を求めます。

〔1番 森山和博 退席〕

○議長（地下誠幸） 提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） 議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任

について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、広域連合規約第16条第2項により、広域連合議員から選任する議員選出監査委員として森山和博議員を選任しようとするもので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

ここにご提案申し上げます森山和博議員におかれましては、千葉市議会で様々な役職を歴任されており、学識、経験共に大変豊かな方と存じております。ご審議の上、ご同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は同意されました。

森山和博議員の入場を認めます。

〔1番 森山和博 入場〕

○議長（地下誠幸） ここで、監査委員に選任されました森山和博議員が議場におられますので、ご挨拶をいただきたいと思います。森山議員。

〔1番 森山和博 登壇〕

○1番（森山和博） ただいまご紹介いただきました、千葉市の森山でございます。

このたびは、監査委員に選任いただきまして、その重責に身の引き締まる思いでございます。今後、監査委員としまして職務を遂行するに当たり、監査の重さと公平性を深く認識し、誠実かつ公正な立場で職責を果たしてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（地下誠幸） ありがとうございます。

◎議案第3号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（地下誠幸） 次に、日程第7、議案第3号から第6号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井崎義治広域連合長。

〔広域連合長 井崎義治 登壇〕

○広域連合長（井崎義治） 議案第3号及び議案第4号は、令和2年度の千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計と特別会計の歳入歳出決算の認定についてです。

各決算については、地方自治法の規定に基づき監査委員の決算審査に付し、意見書の提出がありましたので、議会の認定をいただきたく提案するものです。

初めに、一般会計について申し上げます。

歳入決算額は25億4,818万6,564円に対し、歳出決算額は22億1,328万5,713円で、実質収支額は3億3,490万851円となりました。

歳入では、前年度と比べ4,030万9,744円、1.6%の減額となりました。これは主に分担金及び負担金の減少によるものです。

歳出では、前年度と比べ1億84万5,017円、4.4%の減額となりました。これは主に総務費、民生費の減少によるものです。

次に、特別会計については、歳入決算額6,591億1,507万5,943円に対し、歳出決算額は6,352億4,677万7,269円で、実質収支額は238億6,829万8,674円となりました。

歳入では、前年度と比べ18億3,420万2,417円、0.3%の増額となりました。これは主に市町村支出金の増加によるものです。

歳出では、前年度と比べ127億793万982円、2.0%の減額となりました。これは主に保険給付費の減少によるものです。

議案第5号及び議案第6号は、一般会計と特別会計の補正予算についてです。

議案第5号、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ1億5,763万1,000円を追加し、補正後の予算額を27億146万円とするとともに、債務負担行為を7件設定するものです。

主な内容といたしましては、歳入では、分担金及び負担金を減額するとともに繰越金を増額し、歳出では、決算剰余金の2分の1を下回らない額を財政調整基金へ積み立て

るものです。

議案第6号、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ193億5,607万6,000円を追加し、補正後の予算額を7,060億6,670万9,000円とするとともに、債務負担行為を7件設定するものです。

主な内容としましては、歳入では支払基金交付金、繰越金、歳出では基金積立金、諸支出金などの補正を行うものです。

提案理由の説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（地下誠幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号から第6号までの4件に対する質疑を一括して行います。

申合せ及び会議規則により、質疑における発言時間は、答弁時間を除いて1人20分以内とし、質疑回数は3回以内といたします。

本日の会議については、登壇により発言をお願いいたします。

3名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 成田市の大倉富重雄でございます。

私は、議案第4号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、以下3点の質疑をさせていただきます。

1点目は、特別会計歳入歳出決算書の25ページ、歳入の保険料についてです。

保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項に定められており、費用、収入、所得の予測額の分布状況に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができなければならないとなっております。こうした政令に従って精査され、前回より、令和2年・3年度の保険料率の所得割率を8.39%とし、被保険者均等割額を4万3,400円と改定されました。そこで、仮に改定されない場合は、2年間で約83億円、不足額が生じると議会で発言されておりますが、令和2年度の不足額をどう見込んでいたのか、お尋ねいたします。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、決算結果をどう受け止めているのか、どう分析されたのか伺います。

2点目は、特別会計歳入歳出決算書36ページ、歳出の医療費適正化事務費で、ジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料についてです。

新規事業の平成23年度は、ジェネリック医薬品利用差額通知を7万5,464通発送し、削減額は約1億円と答弁されております。このように、継続したジェネリック医薬品の利用促進の取組に感謝を申し上げます。

令和2年度の通知数は6万9,558通で、効果額は2億1,733万1,243円あり、数量シェアは78.4%と概要にありました。そこで、令和2年度当初の目標に対し、この決算結果をどのように受け止めているのか伺います。

3点目は、特別会計歳入歳出決算書40ページ、歳出の保健事業の新規事業についてです。

この新規事業は、令和2年度より、健康寿命の延伸を目指した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施です。健康保険法の改正により、厚生労働省は、令和2年度から実施して令和6年度までに全市町村での取組を実現する計画です。本議会で、令和2年度予算として3億1,180万円を計上したと発言されておりますが、決算では、9市町で行い、8,281万241円の事業費であったと資料にありました。

そこで、令和2年度の新規事業であります。取組の目標は達成されたのか、どのような効果があったのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、令和2年度の不足額と、令和2年度の決算結果に関する2問についてお答えいたします。

初めに、令和2・3年度の保険料率に関するご質問についてお答えいたします。

保険料率が改定されない場合の不足額については、令和元年度の保険料率算定時において、保険料収入が2年間で約83億円不足する見込みと試算しております。この試算においては、令和2・3年度の2年間の費用の合計額から2年間の収入の合計額を差し引いた後、収入に当たる保険料調整基金からの繰入金を差し引いて2年を通じた試算を行うこととされており、単年度ごとの算定は行っていないことから、令和2年度単年度での不足額の把握は行っておりません。

なお、令和2年度の保険料率が未改定の場合の費用と収入の差額については、約43億円と見込んでいたところです。

次に、令和2年度の決算結果に関するご質問についてお答えいたします。

令和2年度の特別会計の決算においては、歳入は約6,591億円、歳出は約6,352億円、

実質収支額は約238億円となり、実質収支額は前年度と比べて約145億円の増となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えや、マスク着用などの感染対策により呼吸器系疾患が減少したこと等の影響により、医療給付費が減少したことが要因であると考えております。

今後も、より一層の健全な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、2の医療費適正化事業についてと、3の保健事業についてお答えいたします。

初めに、ジェネリック医薬品の利用促進に関するご質問についてお答えします。

ジェネリック医薬品の使用促進については、国において2020年9月までのできる限り早期にジェネリックの使用割合80%を達成できるよう、さらなる使用促進策を検討するとの方針が示され、当広域連合においても、それを踏まえて使用促進に取り組んできたところです。その結果、平成30年度のジェネリック医薬品の数量シェアは73.5%、令和元年度は76.4%、令和2年度は78.4%と年々増加を続けています。

ジェネリック医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであり、さらなるジェネリック医薬品の使用促進に向けて今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、保健事業と介護予防の一体的実施に関するご質問にお答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、心身に多様な問題を抱える高齢者に対して保健事業と介護予防を一体的に行うことで、効果的かつ効率的にきめ細やかな対応を行うため、令和2年度から開始された事業です。

国においては、令和6年度までに全国の全市町村で実施するとの目標を示したところであり、これを踏まえて当広域連合も取組を行い、令和2年度は県内の9市町で実施されたところです。

いわゆる一体的実施の開始に伴い、市町村の庁内組織の連携や医療関係団体との情報の共有が図られることなどにより、高齢者一人一人の健康状況等を踏まえた切れ目のない支援が可能となり、疾病予防、重症化予防が効果的に実施されています。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） ご答弁ありがとうございました。先ほどの答弁を受けまして、何点かお聞きしたいと思います。

先ほどの保険料につきましては、答弁がありましたとおりでございますけれども、財政的に余裕があれば、保険料については考えてもいいのかなというふうに思いました。それは、ほかの広域連合を拝見しますと、保険料を下げているところもあるのかなと。これからのことを考えると、大変財政的に厳しいんだらうなと思っておりますけれども、その基本的な広域連合の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

また、ジェネリック医薬品につきましては、先ほど話がありましたが、平成29年6月の閣議決定で経済財政運営と改革の基本方針2017、いわゆる骨太の方針2017において、2020年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とするということで目標が定められているところでございます。先ほど答弁にもありましたけれども、80%を目指したけれども、そこには到達していないということですので、そのロードマップも作成をして取り組んだと思っておりますが、今、現状を踏まえて、そのロードマップというか、推進できなかった要因についてどのように分析をされているのか、お尋ねしておきたいと思っております。

また、最後に、3番目の件につきましては、令和6年までに全市町村が取り組めるようにすると、こういうような方針でありますので、先ほどの答弁だと、そこまでどのように進められるのかなというふうに思うわけでございますが、その部分の取組の計画についてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、基本的な財政運営に関する再質問についてお答えをいたします。

先ほどご答弁させていただきました、令和2年度の決算において実質収支額が145億円の増ということになってございます。こちらの特別会計で生じた剰余金につきましては、保険料調整基金に積み立てまして、令和5年度の保険料率の算定におきまして基金を有効に活用し、保険料率の上昇の抑制に最大限努めてまいりたいと考えております。

また、令和2年度の決算の分析結果や今年度の予算執行の状況などを十分に踏まえな

がら、今後、適切な予算編成、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、ジェネリック医薬品、現在の現状を踏まえて今後の取組についてお答えいたします。

使用割合につきましては、令和2年の5年前ですと平成27年度、59%という形で、とても低い使用割合でございましたが、令和2年度、78.4%と年々増加を続けて、19.4%の増となっております。これは、やはりジェネリック医薬品の利用促進に向けての様々な取組が一定の効果があったものと認識しておるところでございますが、今後に向けましては、やはり、まず年度ごとに市町村のほうの連携を深めまして、まず市町村との協力体制を図りながらジェネリック希望のシールの配布やポスター掲示を市町村に現在もお願いしておりますので、それを引き続き継続するとともに、各医療機関とか、そういった関係団体にも周知を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、一体的実施でございます。

こちら、現在の取組の計画でございますが、現在、令和3年度、こちらは14市町のほうで実施する予定でございます。令和4年度には21市町村で実施する予定で、令和6年度までには10市町村の予定ということで、全54市町村が一応令和6年度までに実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 次に、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 長南町の和田和夫です。

千葉県後期高齢者医療広域連合の令和2年度一般会計の歳入歳出決算の認定について、歳出について質問をさせていただきます。

歳出の12ページに総務費の一般管理費、報償費があります。この中で弁護士費用1万1,000円についてであります。弁護士は何人の方と契約を行っているのでしょうか。また、ここ5年間の相談件数をお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、弁護士相談料に関するご質問についてお答えいたします。

広域連合には顧問弁護士はおらず、案件ごとに法律相談を依頼しており、令和元年度と令和2年度において、それぞれ2名の弁護士に法律相談を依頼しております。

過去5年間の相談件数につきましては、平成28年度から平成30年度まではゼロ件、令和元年度は1件、令和2年度は1件となっております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） それでは、再質問させていただきます。

相談の主な内容というのはどういうものだったか、お答えください。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 主な相談内容についてお答えいたします。

相談内容につきましては、個人情報の開示請求に係る個人情報の取扱いや、当広域連合が有する債権の時効に関する法的な相談でございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 次に、小嶋秀樹議員。

〔44番 小嶋秀樹 登壇〕

○44番（小嶋秀樹） 芝山町の小嶋秀樹と申します。よろしく願いいたします。

2022年、来年から団塊の世代が75歳を超え始め、2025年には全員が75歳以上になり、後期高齢者医療の対象者となります。これによって医療費が急増し、現役世代の支援金も含めて個人負担が急増するのは必然のことと見込まれております。いわゆる2025年問題というものであります。

これに対応する施策として、75歳以上でも一定の所得があれば医療費の自己負担を2割にする法律が先般成立いたしました。現役世代の負担を軽減する狙いですが、その効果は極めて小さいという厚労省の試算が出ております。先日の総選挙では、どの政党の公約からも、2025年問題は全く語られておりませんでした。児童手当の増額や、こども庁の創設といった子供施策の充実は、各党がアピールしておりました。しかし、その子供たちが大人になるときの将来負担をどう考えるのか。一連の議論の中で語られなかったのは残念でなりません。国民皆保険を今後も維持する唯一の方法は、歳入の増額、つまり、さらなる負担増か歳出の減額、無駄を省いた効率的な組織運営、これしかありません。

このようなことを踏まえ、限りある財源を有効に活用するため、本定例会に提出された議案について、令和2年度決算から2点、令和3年度補正予算から1点、計3点の質問を通告いたしました。要旨の内容は朗読をもって代えます。

まず、第1点目、議案第4号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算書の36ページになります。

ここに記されておる不当利益管理システム、これはどのような内容のものなのか、お伺いいたします。私もネットでこれを調べたんですが、不当利益というような、違法というか、そういうものを監視するシステムかなと思って、ちょっと調べたんですが、そうではなくて、名義変更だとか、そういうことをやるシステムのようにすけれども、どういった内容なのかを説明願いたいと思います。

それから、同じく決算書の34ページになります。ここで、その中の委託料になるんですが、当初予算額で10億459万円を計上しておりました。しかし、結果的には2億2,491万円、全体の約4分の1以上の不用額を出しております。これは、予算の最初の当初の見積りが甘いのではないかなというふうに思います。

先般、令和2年度ですので、コロナ禍の影響がいろんなところに出ております。しかし、これは委託料ですので、とてもコロナの影響でこれだけの不用額が生じたとは考えにくいので、その理由をお伺いいたします。

それから3点目、議案第6号になります。令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算について1点通告しております。

債務負担行為、予算書の17ページになりますが、二次点検委託との記載があります。一次点検は広域連合の職員がやっておるのか。そして、診療報酬明細書、これは医療機関から来るレセプトだと思うんですが、これの点検を一次、二次、2回点検して間違いのないようにやっておるのかなと想像しておるんですが、その辺をちょっとお聞きいたします。

さらに、申請書まで二次点検しているというふうに記されております。私が考えるに、申請書は、正誤関係、正しいか、間違っているか、それだけを審査すれば事足りるのかなと思います。これは慎重に職員が何とかやれば、そんなに全く誤りということはないのではないかと。しかしながら、この申請に関しても外部に二次委託して、何千万もの委託料を払っておるというように記されております。これについて、なぜそんな厳重に二次までやらなきゃいけないのか。なおかつ外部まで委託してやらなきゃいけないのか

を、ちょっとその理由をお聞きいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、議案第4号の1、使用料及び賃借料についてと、議案第6号の1、債務負担行為についてお答えいたします。

初めに、不当利得管理システムに関するご質問についてお答えします。

後期高齢者医療制度において、不当利得とは、被保険者が県外に転出して、転出先で誤って当広域連合の保険証を使用して医療給付を受けた場合や、所得の修正申告等により窓口で負担割合が3割に変更となっているのにもかかわらず、1割の負担で医療給付を受けた場合などがこれに該当します。不当利得管理システムは、被保険者の転入転出情報や所得の変更情報を把握することで、不当利得の発生や回収などを管理するものです。

次に、債務負担行為に関するご質問についてお答えします。

診療報酬明細書や療養費支給申請書については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、千葉県国保連合会に委託して一次点検を実施しています。施術所から千葉県国保連合会に提出された療養費支給申請書は、被保険者の受けた施術に関する情報が記載されており、医療機関が千葉県国保連合会に提出する診療報酬明細書と同じ性質を持つものです。そのため、診療報酬明細書と同様に療養費の適正化を図るため、二次点検を実施しているものです。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、委託料の不用額に関するご質問についてお答えいたします。

委託料においては、電算処理システムプログラム改定増補対応業務委託料で5,867万4,000円、診療報酬明細書二次点検委託料で5,873万8,400円が不用額の主なものとなっております。

電算処理システムは、国の法律や制度改正等に対応してシステム改修が必要となりますが、当初予算編成時にはシステム改修内容が定まっていなかったことや、国の急な制度改正に備える必要があることから、必要な予算を確保しているところでございます。

また、診療報酬明細書二次点検委託料については、一般競争入札の結果、契約金額が

減少したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 以上で質疑を終わります。

これより議案第3号から第6号までの4件に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第3号の討論を行います。和田和夫議員から通告がありますので、発言を許します。

和田議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 51番、長南町の和田和夫です。

議案第3号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出の決算について反対の立場から討論をいたします。

年金は上がり減らされるばかりなのに、保険料は上がっていくばかりです。多くの県民は、保険料を引き下げてほしいと願っていると考えて、議案第3号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について反対をしたいと思います。

○議長（地下誠幸） 以上で、議案第3号の討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第3号は認定されました。

次に、議案第4号の討論を行います。

2名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 51番、長南町の和田和夫です。

議案第4号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

保険料は、均等割が4万3,400円に2,400円、また所得割が0.5%引き上げられ8.39%に、1人当たりの保険料は7万9,441円に5,091円値上げされ、そして賦課限度額も64万

円へと2万円引き上げられました。被保険者の35%は低所得者です。高齢になればなるほど医療機関を受診する割合は高くなり、医療費が多くなります。基金や不用額の検討などを行うことも大切ではないでしょうか。さらに、保険料軽減のため国に対して十分な財源を求めるべきだと思います。

低年金、無年金の高齢者に重い負担となっています。根本的な欠陥には目を向けずに、定着したものと決めつけて制度を存続させていくこと自体にも反対をしたいと思います。

よって、議案第4号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長（地下誠幸） 次に、大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 議席番号10番、成田市の大倉富重雄でございます。

私は、議案第4号、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和2年第1回定例会で広域連合長は、「将来も安心して医療を受けられるよう、構成団体である市町村と一体となって、安定的な制度運営に取り組んでまいりたいと考えております」とご挨拶され、そのとおり運営に取り組んできたことに感謝を申し上げるものでございます。

後期高齢者医療制度の目的は、急速な高齢化により老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、高齢者の世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確化し、公平で分かりやすい制度にするため創設されました。創設前の平成17年の千葉県後期高齢者人口は40万9,231人で、令和3年9月現在で86万50人と2倍以上に増加、平成18年の医療費は約3,181億円で、令和2年度は約6,591億円と2倍以上となり、4年後には団塊の世代が75歳になる2025年を迎えることとなりますが、後期高齢者医療制度の創設について、改めて賛意を表すものであります。

令和2年度の特別会計では、歳入6,591億1,507万5,943円、歳出6,352億4,677万7,269円で、差引額は238億6,829万8,674円となりました。歳入の増加の主な要因は、被保険者の増加によるもので、歳出の減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控え等の影響したものと考えられます。

他方、保険料の軽減や減免にも対応し、特に台風やコロナの影響を受けた方への保険料の減免6,166件、減免額1億3,618万9,700円は、今までにない減免となりました。ま

た、医療費の適正化に向けた取組も継続され、質疑を通じ、ジェネリック医薬品への取組の長年の成果を確認いたしました。今後もさらなる促進を望むものであります。

さらに、令和2年度から保健事業、介護予防の一体的実施に関わる事業を開始いたしました。先ほどの質疑で、この事業の必要性を確認いたしました。高齢者の疾病予防、重症化予防を効果的に実施していくために、健康課題に対応できるような通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組の促進など、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防と一体的な実施を進める必要があります。新規事業の取組を評価するものであります。

監査委員の意見書には、予算の執行はおおむね適正になされていたとあり、医療費削減の取組で医療費適正化や保健事業の取組の成果を確認できました。今後も厳しい状況が続くことから、さらなる持続可能なものとなるような積極的な取組をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（地下誠幸） 以上で、議案第4号の討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（地下誠幸） 起立多数であります。

よって、議案第4号は認定されました。

次に、議案第5号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論を行います。通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（地下誠幸） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終わります。

◎一般質問

○議長（地下誠幸） 次に、日程第8、一般質問を行います。

申合せにより、質問時間は、答弁を含め一人15分以内とし、質問回数は3回以内といたします。一般質問も登壇により発言をお願いします。また、質問については、執行部の答弁時間を考慮されるようお願いいたします。

それでは、2名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） 議席番号10番、成田市の大倉富重雄でございます。

私は、デジタル化と2025年問題の2点について一般質問をさせていただきます。

初めに、デジタル化について伺います。

本年9月1日、デジタル庁が創設され、今後、あらゆる分野でデジタル化が加速を増し推進されることになると思われます。後期高齢者医療制度においても、診療報酬や療養費の請求など、電子請求に向けた取組が求められております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用が推進されるなど、マイナンバーカードの普及促進も不可欠であると考えます。

本年7月14日、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、厚生労働大臣に対し、後期高齢者医療制度に関する要望書を提出いたしました。この中にも、こうした要望事項が盛り込まれております。

そこで、千葉県後期高齢者医療広域連合のデジタル化への取組について、見解を伺います。

次に、2025年問題について伺います。

2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。2025年問題とは、超高齢社会が訪れることで生じる様々な影響のことです。この影響の一つに、医療費や介護費の増大、それに伴う現役世代の負担の増大があります。こうした課題に対し、様々な

取組が進められておりますが、あと4年で2025年を迎えることとなります。特に、いまだ経験したことのないコロナ禍で財政難の健保組合は、かつてない受診控えにより病院経営の悪化、本年6月、75歳以上の医療費窓口負担2割に引上げの改正法が成立するなど、とても気になるところであります。

そこで、千葉県後期高齢者医療広域連合における現状と課題、取組について見解を伺います。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。川嶋英一資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 私からは、デジタル化の取組に関するご質問についてお答えさせていただきます。

診療報酬の請求につきましては、既に電子レセプト等により行われておるものですが、デジタル化が進んでおるものですが、療養費等の請求につきましては、現在も紙媒体で行われているのが実情です。ですから、これにつきましてデジタル化の推進について国に要望を行っておるところでございます。

マイナンバーカードにつきましては、健康保険証として利用できることや、確定申告の医療費控除などが簡単にできることなどメリットが大きいことから、国において普及促進に向けた様々な取組を行っておるところでございます。当広域連合におきましても、広域連合だより等を通じてマイナンバーカードの健康保険証利用について周知を行うとともに、75歳以上のマイナンバーカード未取得者に対して、交付申請書の送付を行うための準備を現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 山本昇事務局長。

○事務局長（山本 昇） 私からは、当広域連合の現状と課題、取組に関するご質問についてお答えいたします。

平成20年4月末時点で約49万2,000人だった当広域連合の被保険者数は、令和3年9月末時点で約86万人となり、後期高齢者医療制度の開始より36万8,000人、率にして74.8%増加しています。今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数と医療費のさらなる増加が見込まれているところでございます。そのため、当広域連合においては、被保険者へ医療費の通知を行うなど医療費の適正化に取り組むとともに、健康診査事業を実施するなど保健事業にも積極的に取り組み、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（地下誠幸） 大倉富重雄議員。

〔10番 大倉富重雄 登壇〕

○10番（大倉富重雄） ご答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁をお聞きしてまして、マイナンバーカードの取得については一生懸命やっていきたいと、こういうような答弁だったと思います。

それで、最近の調査で、高齢者の中にはアクティブシニア、定年退職後や還暦後の趣味や様々な活動が意欲的で元気な高齢者、こういうふうに使われているらしいですが——の割合が28.1%いるそうであります。このアクティブシニアの情報収集の第1位は、93.3%でテレビであったと。第2位は82.7%でインターネットで情報を収集しているということが分かりました。そういう意味では、デジタル・ガバメント閣僚会議の中でも、後期高齢者医療制度におけるマイナンバーカード取得促進策の取組状況が議論されているということで、ぜひこれからの時代、やはり推進を進めなきゃいけないと、こういうふうにするわけですので、ただ、千葉県が全国の中でどの位置にあるのか。推進をしていただけるんだと思いますが、どの位置にあるのか。また、その課題とか取組の、市町村も協力してやらなきゃいけないんですが、その取り組み方についてお聞きしておきたいと思います。

また、後期高齢者が2025年になったときに保険料のほうが一番心配になると思うんですね。安いほうがいいんですけども、いろんな状況を見ると大変厳しいのかなというような答弁がございましたけれども、その保険料がどうなっていくのか。2025年になったときにどうなっているのか、見通しについてお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。山本事務局長。

○事務局長（山本 昇） 私からは、保険料に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

令和4・5年度は、いわゆる団塊の世代が75歳となるため、被保険者数と医療費のさらなる増加が見込まれ、保険料率の上昇が見込まれるところでございます。そのため、保険料調整基金など活用できる財源を有効に活用して、保険料率への影響を低減していきたいと考えております。

以上です。

○議長（地下誠幸） 資格保険料課長。

○資格保険料課長（川嶋英一） 当県のマイナンバーカードの取得状況についてなんですけれども、申し訳ございません。ただいま詳しい資料が手元にありませんが、こちらのほう、おおむね中間ぐらいというふうに、それから1都3県においても、特に当県の発行状況が少ないという報告を受けておるものではございません。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 次に、和田和夫議員。

[51番 和田和夫 登壇]

○51番（和田和夫） 一般質問をさせていただきます。長南町の和田和夫です。

1点目は、新型コロナウイルスの感染についてであります。

新型コロナウイルスは、千葉県で10月22日現在、11万270人が感染して1,021人が亡くなっています。長南町の議会広報委員会で委員長が、元職場の同僚の方が、ワクチン1回終了後、容体が急変してコロナで亡くなったと話をされました。このように、身近な方が亡くなっています。この冬には第6波があると予想されています。そこでお聞きします。

1点目、75歳以上の後期高齢者の感染者数と、その割合、また65歳以上の高齢者の感染者数と割合についてお尋ねします。

2点目、病院にいまだに入院されている方、また自宅療養されている方はどれぐらいいるのでしょうか。お答えください。

3点目、第6波に対して、広域連合としてどのような対策を考えているか、お答えください。

大きな2つ目、健康診査についてであります。

健康でありたいと誰もが願っています。病気は突然訪れ、命に関わることもあります。そのためには、健康診断を行い、病気を早期に発見して早期の治療を行うことが必要です。昨年度の受診率は31.5%と低い受診率です。受診率を上げる取組をもっと強化して、せめて50%台にしていくことが必要なのではないでしょうか。一番高い袖ヶ浦市が56%、低いところでは九十九里町、南房総市、鋸南町は10%にもなっておりません。袖ヶ浦市はどのような取組をして受診率を上げているのでしょうか。また、受診率を高めるために、広域連合としてどのようにお考えなのか、お答えください。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、新型コロナウイルスの感染に関する3問については関連がありますので、一括してお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染者の数や状況の把握については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、国、県、保健所設置市が所管しており、感染拡大防止対策の実施については、同法などに基づき、国、県、市町村等が所管し、対策等を実施しているところがございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、まず最初に、健康診査に係る袖ヶ浦市の取組のご質問にお答えします。

袖ヶ浦市においては、市から健康診査事業を受託している医療機関が自主的に、患者として訪れた被保険者に対して健康診査受診の呼びかけを行っており、そうした取組が袖ヶ浦市の受診率向上につながっているとの報告を受けております。

続きまして、広域連合における受診率の向上に関するご質問についてお答えします。

広域連合においては、被保険者の疾病の予防、健康保持・増進、医療費の適正化等を目的としてデータヘルス計画を策定しており、この中で健康診査の受診率を令和5年度に41.8%とする目標を掲げています。このため、袖ヶ浦市など受診率上位市の好事例等を県内の市町村に情報提供を行うとともに、広域連合だよりなどを通じて健康診査受診に係る広報啓発を行い、さらなる受診率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員。

〔51番 和田和夫 登壇〕

○51番（和田和夫） 2回目の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスについて1点だけ、入院と自宅療養者の関係なんですけれども、自宅療養者にしばらく重点が置かれて、やはり入院して医療を受けることが必要になると考えます。自宅療養者を、自宅療養するのではなくて、お医者さんにかかって、やはりこの新型コロナウイルスの治療をさせていくような考え方にならないものかどうか。その点、1点だけお伺いします。

2つ目の質問なんですけれども、健康診査について。

袖ヶ浦市の取組は今聞きましたけれども、やはり病気にならない、そのために学ぶべ

き点を、やはりもう少し具体的に、これは要望でいいですけども、具体的に市町村に
どういう取組をしているのか分かるように説明を、そして、その事業に携わっている
方々、どう取り組んでいったらいいのかを、これから援助してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。小沼輝雄総務課長。

○総務課長（小沼輝雄） 私からは、自宅療養者への対応に関する再質問についてお答え
いたします。

自宅療養者への医療提供など、感染拡大防止対策の実施につきましては、新型インフ
ルエンザ等対策特別法等に基づき、国、県、市町村等が所管し、対策等を実施している
と認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） 私からは、健康診査に関するご質問にお答えします。

健康診査につきましては、先ほど具体的な説明というお話もございましたが、やはり
地域の高齢者の実情に応じて各市町村は実施しておりますので、実施方法は市町村によ
って大きく異なる状況もございます。そのため、市町村が置かれている状況も様々でご
ざいますので、例えば受診率の高い市町村と同じことを行っても、なかなか受診率
が伸びないという市町村も多くございます。そのようなことから、各市町村におかれま
しては、様々な手法を検討、または研究して取り組んでいるとお聞きしておりますので、
当広域連合といたしましても丁寧なヒアリング等を、例えば実績報告時のヒアリング等
を通して、各市町村の状況等を的確に把握して、効果的な情報提供について今後も努め
ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 和田和夫議員。

[51番 和田和夫 登壇]

○51番（和田和夫） 袖ヶ浦市の取組についてお伺いしたのですけれども、やはり市町村
においては違うというのは重々私も分かっています。そういうことを聞いているのでは
なくて、どういう取組をしてやってきたのか。それを市町村にどういう形で生かしてい
くかというのは、その市町村の取組になってくると思うので、ぜひいろんな形で、ど
のようにしているのかを紹介していただきたいと思います。

以上です。

○議長（地下誠幸） 答弁を求めます。尾瀬太一給付管理課長。

○給付管理課長（尾瀬太一） まず、当広域の取組でございます。

まず、受診の勧奨につきましては、広域だより、広報紙やホームページ等で啓発を継続的に実施しております。また、全被保険者に対しましては、郵送等で広域連合だよりを発送しております。その中でも、健康診査に係る被保険者の窓口負担がないなどの内容を強調した上でご案内をして取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（地下誠幸） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（地下誠幸） 次に、日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（地下誠幸） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（地下誠幸） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、

誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

閉会 午後 0時04分

議 長 地 下 誠 幸

前 副 議 長 土 井 茂 夫

署 名 議 員 秋 葉 好 美

署 名 議 員 齊 藤 博

議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結 果
議案第 1号	専決処分の承認を求めることについて（千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）	令和3年11月4日	承 認
議案第 2号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	令和3年11月4日	同 意
議案第 3号	令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和3年11月4日	認 定
議案第 4号	令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年11月4日	認 定
議案第 5号	令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	令和3年11月4日	可 決
議案第 6号	令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）	令和3年11月4日	可 決

